

令和3年度長野県立大学三輪キャンパス防火設備点検業務仕様書

1 点検目的

長野県立大学三輪キャンパスにおける防火設備の保守点検業務について、法に基づく専門的な資格と技能を有する受託者に委託することにより、防火設備機能の維持を図り、もって施設利用者の安全を確保することを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和4年3月31日までとする。

3 履行場所

- (1) 所在地 長野市三輪8丁目49-7
- (2) 名称 公立大学法人長野県立大学三輪キャンパス

4 委託業務内容

建築基準法第12条第3項の規定に基づく防火設備定期点検業務

5 点検基準

点検方法は国土交通省告示第723号に準拠して行うこと

6 点検対象設備

- (1) 防火戸 40台
- (2) 防火シャッター 80台
- (3) GR型受信機（連動操作盤） 1台
- (4) 制御用中継器 56台
- (5) 連動用感知器 126個

7 受託業者が具備すべき資格

- (1) 防火設備検査員又は建築士（1級、2級）の資格を有する者が行うこと
- (2) 第1種火災報知システム専門技術者証を有する者が行うこと

8 受託者の責務

(1) 一般的注意事項

受託者は、業務を遂行するにあたり、履行場所が学術機関として適切な教育サービスを提供するものであることを認識し、身だしなみなどに十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

受託者は、業務を遂行するにあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間

満了後においても同様とする。

(4) 業務従事者の資格証明

受託者は、委託者に本業務で必要となる業務従事者の免許の写しを提出するものとする。

(5) 総括責任者の選任

受託者は、本業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、委託者に届け出なければならない。

(6) 総括責任者の責務

総括責任者は、受託業務の遂行に関して、委託側の担当者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指揮監督するものとする。

(7) 代替要員の確保

受託者は、受託者の事情により業務従事者に欠落の生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のため必要な体制を整えなければならない。

9 報告書の提出

点検完了時には速やかに報告書を提出すること。報告書には各設備の点検票に所見等を添えた点検一覧表を綴じ込むこと。

10 特定行政庁への報告

受託者は、建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づき、点検完了後は速やかに特定行政庁にその結果の報告等必要な手続きを行い、当該業務の履行状況について検査を受けなければならない

11 委託料の請求

受託者は、前項の検査合格後、契約書に基づく方法で当該委託料を請求するものとする。

12 その他

本業務には、点検に伴う軽微な措置、緊急時の対応等の措置を含むものとする。